

中野区文化財保護審議会の運用について

中野区文化財保護審議会（以下、「審議会」という。）の運用について、以下のとおり決定する。

1 会議の公開

審議会の会議は、中野区文化財保護条例施行規則（昭和56年中野区教育委員会規則第14号。以下、「規則」という。）第20条第6項の規定により公開とし、区民等に会議の傍聴を認め、会議録を公表する。

ただし、中野区区政情報の公開に関する条例第8条第1項に規定する情報を取り扱う場合など、審議会が必要があると認める場合は、規則第20条第6項ただし書の規定により、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。この場合、会議の冒頭において決定することとする。

2 開催の告知

審議会の会議の開催は、開催日の5日前までを目途に、日時、会場、案件を区のホームページに掲載し、告知する。

3 傍聴の定員及び受付

- (1) 傍聴人の数は、会場の収容能力に応じて制限することができる。
- (2) 傍聴の申出は、会議の当日、会場の入口において先着順にて受け付ける。

4 傍聴人の遵守事項等

- (1) 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 会議中は傍聴席において静粛に傍聴し、発言、私語等をしないこと。
 - イ 会場内での発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
 - ウ プラカード、旗、はち巻き、たすき、腕章等を用いた示威的行為をしないこと。
 - エ 傍聴時は食事をしないこと。
 - オ 会場内において撮影、録音等の行為を行わないこと。
 - カ このほか、会場内の秩序を乱し、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (2) 会長は、傍聴人が(1)の事項を遵守しないときは、会議の円滑な運営を図るため、当該傍聴人の退室を求めることができる。
- (3) 会長は、規則第20条第6項ただし書の規定により審議会の全部又は一部を非公開としたときは、傍聴人を退室させるものとする。

5 会議録

- (1) 会議録は、開催日時、出席委員氏名、議事内容、その他必要な事項を記載する。
- (2) 会議録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。
- (3) 確認手続を経た会議録は、区のホームページに掲載し公開する。なお、規則第20条第6項ただし書の規定により会議の全部又は一部を非公開としたとき、当該部分の会議録は非公開とする。